

加古川・高砂緩和ケア連携研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、“加古川・高砂緩和ケア連携研究会”（以下「本会」）という。

(事務局)

第2条 本会は“医療法人社団 西村医院”に事務局を設置する。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、緩和ケアの啓発活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域包括ケアシステムにおける緩和ケアの連携と普及
2. 適切な治療と診断の為の研究
3. 研究会講演会は幅広い職種との連携を目的にするので参加は無料とする

第3章 会員

(種別)

第5条 本会には正会員と賛助会員を置く。

1. 正会員：今回の目的に賛同する医療従事者で、入会した者
2. 賛助会員：本会の行う事業を賛助する団体または個人で、本会の目的に賛同して入会した者

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、細則に定める該当年度の会費をそえて所定の入会申込書を代表に提出し世話人会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は世話人会の決議を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡したとき。もしくは喪失宣告を受けたとき、または本会が解散したとき。
3. 除名したとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表に提出する。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するとき、世話人会の決議を経て、代表がこれを除名することが出来る。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 本会の会員として義務に違反したとき。
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 庶務
3. 会計
4. 監事
5. 世話人

(役員を選任)

第12条 役員を選任について

1. 世話人は世話人会にて正会員から選出される。任期は3年とし再任は妨げない。
2. 代表は、世話人の互選によって選出される。任期は3年とし再任は妨げない。
3. 庶務は、世話人の互選によって選出される。任期は3年とし再任は妨げない。
4. 会計は、代表が任命する。任期は3年とし再任を妨げない。
5. 監事は世話人もしくは正会員から世話人会にて選出される。

(代表の職務)

第13条 代表は、本会の業務を総理し本会を代表する。

1. 代表は、世話人会の了承を得て各種委員会を設置できる。

(世話人の職務)

第14条 世話人は、世話人会を組織し、世話人会の権限に属せしめられた事項を決議し、執行する。

1. 世話人の一人は、庶務を務め任にあたる。
2. 世話人の一人は学術集会の開催にあたってこれを担当する。

(監事の職務)

第15条 監事は、本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

1. 本会の財産の状況を監視すること。
2. 世話人の業務執行の状況を監視すること。
3. 財産の状況または業務の執行につき不正の事実を発見したときは、これを世話人会に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要があるときは、世話人会を召集すること。

第5章 会議

(世話人会の召集等)

第16条 世話人会は、年1回以上代表が召集する。ただし、世話人の過半数から会議に付議すべき事項および理由を示して世話入会の開催を要求されたときは、代表は、その請求を受理したのち遅滞なくこれを召集しなければならない。

第17条 世話人会の議長は代表とする。

第18条 世話人会は、世話人の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第19条 世話人会の議事は、出席世話人の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表が決する。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 会費
2. 資産から生じる収入
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品
5. その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産は、世話人会の議決を経て代表が管理する。

1. 基本財産のうち現金は、世話人会の議決を経て、確実な方法により、会計が保管する。

(経費の支弁)

第22条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第23条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表が編成し、世話人会の議決を経て実行される。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第25条 本会の事業に伴う収支決算は代表が作成し、世話人会の承認を得なければならない。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第26条 この会則は、世話人会における世話人現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することはできない。

(解散)

第27条 本会は、世話人会における世話人現在数の4分の3以上の議決を経なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散に伴う残余財産は、本会の目的に沿う団体に寄付するものとする。

第8章 学術集会

(運用)

第29条 学術集会は担当当番世話人によって計画される。

附 則

この会則を実施するため必要な事項については、細則で定める。

この会則は、2016年14日から実施する。

(補足) 本会の役員は以下の通りとする。

代表	西村正二
庶務	三木健史
会計	十倉久美子
監事	千原和夫

世話人

中田邦也	青木裕加	坂下明大	田中祐子	大前隆仁	酒井英郎
西澤昭彦	永富宏明	吉村純彦	若原鉄平	坂井良美	高田聖子
成松 恵	柿本久美子	和田尚子	清田純子	橋本みさ子	渡邊眞由美
廣田雅子					

加古川地区緩和ケア連携研究会細則

(年会費)

第1条 正会員および賛助会員の年会費について、以下の通り定める。

正会員および賛助会員の年会費は 1000 円とする。